

倉敷観光コンベンションビューロー

安心して過ごせる観光地づくり推進事業費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内の宿泊事業者等が、新しい生活様式に対応した観光客受入環境の充実等を行う場合に必要とする経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、安心して過ごせる観光地づくりを推進し、もって地域観光産業の回復に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

2 この要綱において「新しい生活様式」とは、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、感染拡大を予防するに当たりその普及及び定着が必要とされた新しい生活様式をいう。

3 この要綱において「宿泊事業者等」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす宿泊事業者等とする。

(1) 倉敷観光コンベンションビューロー会員であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」の許可を受けていること

イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する「簡易宿所営業」の許可を受けていること

(3) 倉敷市が実施する宿泊施設用「新型コロナウイルス感染予防対策チェックシート」の取り組みに参加していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

- (1) 同一の事業に対して、他の団体から別の補助金の交付を受ける者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 事業実施に当たって必要な許認可を取得していない等法律その他関係法令に違反している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の宿泊施設または宿泊施設に併設するコンベンション施設（大型の会議・集会等を行うものをいう。）において実施され、令和3年2月28日までに完了する事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 観光客受入環境の充実に係るもの
- (2) 感染防止に資するサービスの開発に係るもの
- (3) 衛生対策の可視化及び広報に係るもの
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費（令和2年7月1日以後に支払ったものに限る。）のうち、設備備品費、外注費（請負又は業務委託に係る経費を含む。）その他会長が必要と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費には、人件費、旅費、家賃、光熱水費、通信費、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、保険料、公租公課、補助対象事業以外の事業への転用が容易な機器等の購入費その他の補助金の目的等に照らして適当でないと会長が認めるものは含まない。

3 仮想通貨（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する仮想通貨をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、1施設につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に別に定める書類を添えて、令和2年12月28日までに会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 会長は、第7条の交付申請書等の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の決定通知書により通知するものとする。

(補助対象事業の内容又は経費の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の総額を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 補助対象事業の目的の達成に支障を来すことのない軽微な内容変更であると会長が認める場合

(2) 補助対象経費の総額を減額する場合

2 会長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 会長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月30日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に別に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 会長は、前条の実績報告書等の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 会長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(財産の処分及び管理)

第15条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、所定の財産処分承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 会長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより、当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

3 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(協力及び情報の公表)

第16条 補助事業者は、会長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 会長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、観光産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。